

施設の概要書

施設の概要	施設名 (愛称)	佐久市社会体育施設41施設			担当課 (連絡先)	佐久市教育委員会社会教育部スポーツ課 0267-62-4004		
	所在地	別紙(1)参照			開設年月日	別紙参照		
	敷地面積	別紙(1)参照	延床面積	別紙参照	施設設置 目的	市民の体育の振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、体育施設を設置する。		
	建物規模 (施設構造)	佐久市総合体育館 鉄筋コンクリート2階建、屋根鉄骨構造 ほか40施設						
	主な施設 内容 (定員・面積・部屋数等)	佐久市総合体育館(固定席672名、移動椅子席2,500名程度) 大体育室 1,900㎡ 小体育室 532㎡ トレーニング室 189㎡ ほか			施設設置 の根拠 (法令・例規等)	佐久市体育施設条例 佐久市体育施設条例施行規則		
	管理形態	2 (1:直営 2:指定管理)			指定管理者名	特定非営利活動法人佐久市スポーツ協会		
	施設職員数 (R2.4.1現在)	1 直営施設			2 指定管理施設			
		正規職員 ※注1	嘱託職員	臨時職員等 ※注2	市担当職員 ※注3	プロパー職員	嘱託職員	臨時職員等
	職員における 特殊事情等	防火管理者及び危険物取扱者の資格を必要とする。						
	料金体系	料金区分		主な料金		減免内容		
施設使用料 (佐久市体育施設条例に定める料金形態)		佐久市総合体育館大体育室 使用料 9時～21時30分 9,600円 電気料金 1時間全面 1,000円		市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。				
市の収支等	市(7年度決算支)	使用料収入【A】※注4	24,737 千円		1人当たり利用者コスト【C/D】	0.21 千円		利用者数 (人)【D】
		その他の収入【B】	0 千円		受益者負担割合【A/C】	15 %		
		市の支出(人件費を含む総経費)【C】	163,038 千円		市の負担額【C-(A+B)】※注5	138,301 千円		773,620 人
	施設管理における主な経費内訳	支出の状況 ※市の負担する経費						
		項目		7年度決算額 (千円)	項目		7年度決算額 (千円)	
		〈維持管理費〉報酬		0	〈維持管理費〉使用料・賃借料		3,994	
		〈 〃 〉職員人件費		735	〈維持管理費〉負担金		0	
		(〃) 賃金		0	〈 〃 〉その他(備品購入)		3,850	
		(〃) 報償費		0				
		(〃) 旅費・費用弁償		0			0	
(〃) 需用費		18,494						
(〃) 役務費		251	指定管理料(指定管理施設のみ)		131,550			
(〃) 委託料		4,164	合 計		163,038			
施設の現状	管理形態について	指定管理者:佐久市スポーツ協会、休場日:12月29日から翌年1月3日までの日 開場時間:6時から21時30分の間で佐久市体育施設条例に定める開場時間						
	主な実施事業の概要	体育施設使用許可、使用料金の徴収、施設維持管理に関すること。大会等運営に関すること。						
	特殊事情等	・利用人数については、昨今の健康志向に伴い、令和6年度の利用者数769,870人と比較して社会体育施設と学校施設利用者は約3,750人増の773,620人と増加している。現在、施設利用者のニーズが高まっていることから、これらのニーズを把握し、指定管理者と連携を取り、利用満足度向上に努める。 ・2027年度をもって全ての一般照明用白銀灯(蛍光灯)が製造・輸出が禁止となることから、屋外照明のLED照明への交換工事を計画的に進めていく。						

注1: 施設常駐職員がいる場合は常駐職員数、いない場合は所管課担当職員の人工数を記入すること(人工単価表より)

注2: 業務委託を行っている場合は、委託先の配置職員数を含んで記載すること

注3: 指定管理手続き、モニタリング等を担当する職員に係る人工数を記載すること(人工単価表より)

注4: 使用料収入については、指定管理者の収入となっている場合もこの欄に使用料として記載すること

注5: Aについて、指定管理者の収入となっている場合は、市の支出から差し引かないこと